

# 秋田県公報

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙の期日及び選挙すべき委員の数(五六)……………1
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者(五七)……………1
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時(五八)……………1
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(一)……………1
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるためのくじを行うべき場所及び日時(二)……………1

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示第五十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、任期満了による秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第五項の規定により告示する。

- 平成二十年七月二十二日
- 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- 一 選挙期日 平成二十年七月三十一日
- 二 選挙すべき委員の数 六人

#### 秋選管告示第五十七号

平成二十年七月三十一日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一

般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第百三十号)第九条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同施行令第八十一条の規定により告示する。

- 平成二十年七月二十二日
- 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- 一 選挙長 秋田市保戸野八丁九番二十二号 小原 董保
- 二 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市寺内蛭根二丁目十番三号 長岐 章

#### 秋選管告示第五十八号

平成二十年七月三十一日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

- 平成二十年七月二十二日
- 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会大会議室
- 二 日時 平成二十年八月一日 午後二時三十分

### 選挙長告示

#### 選挙長告示第一号

平成二十年七月三十一日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定により告示する。

- 平成二十年七月二十二日
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
- 選挙長 小原 董保
- 一 平成二十年七月二十二日正午前 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁
- 二 平成二十年七月二十二日正午以後

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

#### 選挙長告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条の規定により、平成二十年七月三十一日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

- 平成二十年七月二十二日
- 秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
- 選挙長 小原 董保
- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 二 日時 平成二十年七月二十九日 午前十時

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄